3　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	
［略］	

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種特定化学物質の製造の許可申請） **第二条**　［略］ 2　法第十九条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種特定化学物質の製造の事業を行うにあたつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（第一種特定化学物質の製造の許可申請） **第二条**　［略］ ［新設］
（第一種特定化学物質の輸入の許可申請） **第五条**　［略］ 2　法第二十三条第二項において読み替えて準用する法第十九条第三号の経済産業省令で定める者については、第二条第二項の規定を準用する。この場合において、第二条第二項中「製造」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。	（第一種特定化学物質の輸入の許可申請） **第五条**　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第七から様式第十まで中「㊞」を「抹消」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第九条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第七条第三号の経済産業省令で定める者） **第三条の二**　法第七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高圧ガスの製造を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 2　法第五条第一項第一号の許可を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	［新設］

3　成年被後見人	
［略］	

［略］